

## 真岡市社会福祉協議会善意銀行運営委員会規程

### (設 置)

第1条 真岡市社会福祉協議会善意銀行（以下「善意銀行」という。）の効果的な運営を期するため、真岡市社会福祉協議会内に善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、真岡市社会福祉協議会会長に意見を具申する。

- (1) 善意銀行の運営に関すること。
- (2) ボランティア活動の育成・援助に関すること。
- (3) ボランティア活動の調査・広報に関すること。
- (4) その他、ボランティア活動に必要な事項。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員は、社会福祉活動に関心を有する者のうちから真岡市社会福祉協議会会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 増員により委嘱された委員の任期は、前項の任期に準ずるものとする。

### (職 務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で、これを決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は真岡市社会福祉協議会事務局において、これを処理する。

### 附 則

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

## 善意銀行配分要領

配 分 内 訳	議 決 方 法
1 . 一 般 配 分	委員会の議決により配分する。
2 . 特 別 配 分	委員会の議決により配分する。
3 . 行 政 配 分	福祉事務所の申請により配分し委員会に報告する。
4 . 指 定 配 分	預託者の希望により配分し委員会に報告する。